

発なども州の権限の範囲であるが、近年は連邦政府がこうした分野に乗り出してきている。その場合、連邦政府が州を指導するというのではなく、両者の協力の上におこなわれるのが常である。

州は連邦と同じく立法・行政・司法の三権に分かれている。行政の長は知事 (the governor) であり、住民の選挙で選出される。任期は4年が典型であるが2年というところもある。

一院制であるネブラスカ州を除いて、州議会は二院制であり、上院 (the Senate) と下院 (the House of Representative) に分かれている。ほとんどの州では上院議員の任期は4年、下院は2年である。

各州は、それぞれに憲法を規定し、人々の権利と政府組織を定めている。細部での違いはあるものの、一般的には連邦憲法の形態を踏襲している。

州政府は市 (City)、郡 (County)、町 (Town) などを自治体として承認する権限をもっており、連邦政府にはその権限は存在しない。州は自治体になるための一般的条件をみたく地域に対して特許状 (Charter) を与える。自治体は州の規制のもとに置かれており、法的には州の代理機関であって、統治面では訴訟の当事者たりえないし、連邦の介入も州には及ぶが自治体には直接及ぶことはないとされている。

(1) 市 (City Government)

現在、アメリカ住民の5分の4が都市地域に住んでおり、市は地方自治において最も重要である。市の統治形態は 市長 - 市会型 市会 支配人型 委員会型の大きく3つに分類することができる。

市長 市会型 (the mayor - council)

今世紀初めまでは、ほとんどの市がこの型であって、現在も人口5000人以上の市の半数がこの型である。市長は選挙で選出され行政を担当する。市長の権限は市によって差があり、大都市の市長の権限は強く strong - mayor と呼ばれ、中・小都市の権限は一般的には弱く weak - mayor と呼ばれる。weak - mayor は行政権限が弱く、官吏の任免・予算なども市会と共同でおこなっている。

大都市の市長は行政機関を直接掌握し、予算案を作成する責任をもち、市会に拒否権を行使する。立法権を担当するのは市会である。市会議員の定数は、大都市の3分の2以上で5～9名であり、全市あるいは定数分に分割された選挙区から選挙で選出される。市会の業務としては、条例の制定、財産税の税率の設定、市の行政部への予算配分などがある。

市会 支配人型 (the city manager)

1908年にヴァージニア州スタントンで始まって以来、近年この型を採用する中・小都市が急増し、特に人口1万～10万までの都市で重視される傾向がある。複雑な都市問題に対応するために、高度に訓練され経験を積んだ専門的支配人が大幅な権限を委任される。専門的支配人が市の行政計画を立案し、市会がそれを条例化し、支配人がその条例を実行する。支配人は予算を立案し、行政の各部署を監督する。支配人は市会によって任命・解任され、任期は特に決まっていない。この型においても市会があり、住民に対する政治責任は選挙で選出される市会の議員のみが負うことになる。

委員会型 (the commission)

この型は1900年にテキサス州ガルヴェストンで初めて採用され、小都市で実施されているがあまり数は多くない。3名あるいはそれ以上 (通常は5名) の、住民から選出された委員によって構成された委員会が立法権と行政権を行使する。立法に際しては、委員会は一体となって行動するが、行政官としては個々の委員が行政の各分野を監督するという形をとる。委員の中の1人が議長 (the chairman) あるいは市長 (the mayor) と呼ばれるが、彼の権限は他の委員と全く同一である。

市が担う業務は多様である。警察・消防サービスを提供し、道路・歩道・橋・街灯・公